

平成28年第4回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年5月12日（木曜日） 午後 1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認について
「羽幌町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認について
「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認について
「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 第 7 承認第 5号 専決処分の承認について
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 8 承認第 6号 専決処分の承認について
「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第14号）
- 第 9 承認第 7号 専決処分の承認について
「平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算」（第2号）
- 第10 承認第 8号 専決処分の承認について
「平成28年度羽幌町一般会計補正予算」（第1号）
- 第11 議案第46号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第47号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）

○出席議員（11名）

1番 村田定人君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 船本秀雄君
5番 小寺光一君	6番 熊谷俊幸君
7番 平山美知子君	8番 磯野直君
9番 逢坂照雄君	10番 寺沢孝毅君
11番 森淳君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	湊 正 子 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
財 務 課 長	三 浦 義 之 君
財務課財政係長	葛 西 健 二 君
財務課税務係長	山 川 恵 生 君
町 民 課 長	室 谷 眞 二 君
町 民 課 長	山 田 太 志 君
環 境 衛 生 係 長	熊 木 良 美 君
福 祉 課 長	更 科 滋 子 君
健 康 支 援 課 長	金 丸 貴 典 君
健 康 支 援 課 長	三 上 敏 文 君
介 護 保 険 係 長	三 上 敏 文 君
建 設 課 長	三 上 敏 文 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
学 校 管 理 課 長	春 日 井 征 輝 君
社 会 教 育 課 長	渡 辺 博 樹 君
学 校 管 理 課 長	杉 野 浩 君
総 務 係 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	井 上 顕 君
総 務 係 長	清 水 聡 志 君
書 記	土 清 水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成28年第4回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 1時30分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成28年第4回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところ、また先般の臨時会に続きご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本町におきましては、これからの本格的な観光シーズンを前に各施設で準備が進められているところであり、温かくおもてなしの心を持って来町者をお迎えし、訪れる方が一人でも多くなることに期待をしているところであります。

さて、本臨時会に提案しております案件は、専決処分の承認7件、議案として条例案1件、平成28年度予算案1件の計9件であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 平山 美知子 君 8番 磯野 直 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第2号

○議長（森 淳君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めらるものでございます。

平成28年5月12日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成28年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例。

（羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第1条 羽幌町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改める。

これは、第10条が第12条に改正となったことから、適用条項を前3条から具体的な第7条から第9条までと改正するものでございます。

(羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(平成27年条例第11号)の一部を次のように改正する。

これは、審査対象となる固定資産の価格について当初に台帳登録された価格だけではなく、登録後に修正された場合その価格を対象とすることの改正でございます。

では、条文を読み上げます。

附則第2条中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、承認第2号についてご説明申し上げましたが、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから承認第2号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号～承認第5号

○議長(森 淳君) 日程第5、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」、日程第6、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第7、承認第5号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成28年5月12日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町税条例等の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成28年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例。

（羽幌町税条例の一部改正）

第1条 羽幌町税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容でございますが、内容の説明につきましてはわかりやすいように別途お配りしております羽幌町税条例等の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をいたします。その際、適用条項の改正や条項の整備及び字句の改正等については説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

今回の改正は、現在の経済情勢を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革を行うとともに、消費税率引き上げに伴い関連する地方税について改正を行うものでございます。改正の要点は、法人町民税の税率改正や軽自動車税の環境性能割の創設、グリーン化特例の延長、固定資産税や都市計画税でわがまち特例の延長や追加、国民健康保険税では軽減判定の見直しなどでございます。

では、順番にご説明をいたします。町民税で1、延滞金の計算期間の改正でございます。延滞金については、納期限を経過した場合その経過日数に応じてかかる場合がありますが、町民税において修正申告書の減額更正があり、さらに増額更正があった場合には、その差額分の延滞金の計算については一定期間控除をする改正でございます。

次に、2、法人町民税の法人税割額の税率改正でございますが、これは地方法人課税の偏在是正をする観点から、制限税率を現在の12.1%から8.4%に下げる改正でございます。参考として、法人道民税も2.2%下がり、合わせて5.9%下がりますが、こ

れによる減収分については地方法人税を4.4%から10.3%に増額改正し、地方交付税の原資とするものでございます。

次に、3、自主服薬推進のための医療費特例控除の創設でございます。これは、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、疾病予防に取り組む個人が医療用医薬品からスイッチOTC薬に切り替えた場合、年間で1万2,000円を超え、10万円を限度に所得控除ができるもので、8万8,000円を所得控除できる制度でございます。要件として、メタボ健診やがん検診等の受診者であること、平成29年1月1日から平成33年12月31日までに購入した薬が対象となりますが、この特例は医療費控除との選択となります。

スイッチOTCとは、今まで病院で処方箋を受けなければ入手できなかった薬が薬局で入手できる医薬品に転換、つまりスイッチしたものであり、OTCとはオーバー・ザ・カウンターの略で、薬局のカウンターで購入することができる医薬品という意味でございます。

軽自動車税の改正で、1点目は環境性能割の創設でございます。これは、消費税率を10%に引き上げる際に自動車取得税を廃止しますが、自動車による環境負荷の低減を図るため、環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を創設するものでございます。燃費基準に応じて自動車の取得価格に税率を賦課するもので、免税点は50万円となっております。軽自動車税については3%以内の税率となっておりますが、軽自動車については当分の間2%以内となっております。また、賦課徴収については、当分の間都道府県が行い、市町村に交付されることとなります。燃費基準に応じた税率の内容については、説明資料のとおりでございます。

次に、2点目、グリーン化特例の延長でございます。3輪以上の軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する場合、平成29年度の軽自動車の税率を軽減する改正で、平成28年度限りとしていた改正を延長するものでございます。軽減対象となる車両は、75%軽減で電気自動車など、50%軽減で平成32年度燃費基準にプラス20%達成、25%軽減は平成32年度燃費基準達成した車両となります。

次に、固定資産税でわがまち特例の適用期限延長と追加でございます。わがまち特例は、平成25年度に導入された制度で、法律の定める範囲内で地方自治体が税の特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みのことでございます。まず、延長するものは、津波防災地域づくり推進計画に基づき取得、または改良された津波対策用償却資産で、課税標準を2分の1とするものを28年度から4年間延長するものでございます。都市再生特別措置法に基づき整備する道路、公園等の公共施設は、課税標準を5分の4とするものを平成28年度から2年間延長するものでございます。

次に、特例を追加するものは、自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を対象とし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間に取得したもので、エネルギー

一源に応じて5つあります。(1)、太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備は3分の2、(2)、風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備は3分の2、(3)、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備は2分の1、(4)、地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備は2分の1、(5)、バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備は2分の1となっております。

施行期日はそれぞれ定められておりますが、この規定は平成28年度以降の年度分について適用し、平成27年度までの分については従前の例によるもの附則を設けております。

次に、旧3級品の紙巻きたばこ税の特例税率廃止と手持ち品課税の実施でございます。旧3級品の紙巻きたばこについては、平成27年度税制改正で特例税率が廃止され、平成28年度から平成31年度にかけて段階的に税率が引き上がることとなっております。これに伴い、各年度の4月1日において旧3級品を旧税率で仕入れたたばこを税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止を目的とした手持ち品課税を行うこととしております。今回は、この改正された部分の適用条項等の改正があり、あわせて改正するものでございます。

以上で承認第3号の説明を終わります。

ページをめくっていただきまして、次に承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるとでございます。

平成28年5月12日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第39号)が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成28年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例(平成24年条例第10号)の一部を次のように改正する。条文を読み上げます。

第23条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

改正内容の説明をいたしますが、お配りしております3ページの羽幌町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。国民健康保険税においては、低所得者に対する保険税の軽減対策として、所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、消費者物価の伸びなどを考慮して見直すこととされており、軽減判定所得を拡充するものでございます。7割軽減は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の被保険者数に乗じる金額の改正で、5割軽減は26万円を26万5,000円とし、2割軽減は47万円を48万円とする改正であります。

施行期日は平成28年4月1日としており、この規定は平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度までの分については従前の例によるもの附則を設けております。

なお、課税限度額の引き上げについても改正が行われておりますが、この点に関しましては平成29年度から対応する予定でありますので、ご了承願います。

以上で承認第4号の説明を終わります。

次に、承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成28年5月12日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成28年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

羽幌町都市計画税条例（平成24年条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容でございますが、内容の説明につきましては別途お配りしております羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）の3ページに基づきまして説明をいたします。また、適用条項の改正や字句の改正、条項の整備等については説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

改正内容は、先ほど固定資産税で説明いたしましたわがまち特例の適用期限延長ですが、都市計画税については（1）、都市再生特別措置法に基づく改正が該当となり、適用期限を28年度と29年度まで延長する改正でございます。

施行期日は平成28年4月1日としており、この規定は平成28年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度までの分については従前の例によるもの附則を設けております。

以上で承認第5号の説明を終わります。

承認第3号から承認第5号までについてご説明申し上げましたが、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第5号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号～承認第7号

○議長（森 淳君） 日程第8、承認第6号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第14号）、日程第9、承認第7号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算」（第2号）、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認内容の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 承認第6号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成28年5月12日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第14号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。農業後継者対策事業補助金事業等に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分は、平成28年3月31日でございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に変更はなく、財源更正をするもので、継続費の変更と地方債の変更でございます。

3ページをお開き願います。第2表、継続費補正は、羽幌小学校改築事業で、平成27年度に予定していた年割額を入札執行残により減額するもので、補正前の年割額3億5,732万5,000円を補正後の年割額3億5,342万1,000円とし、390万4,000円減額するものでございます。平成28年度及び平成29年度については、変更はありません。

次に、第3表、地方債補正は、各事業の起債限度額が増額決定となったことからそれぞれ増額するもので、いずれも過疎対策事業債となります。農業後継者の農地取得経費等の一部を補助する農業後継者対策事業債は200万円から320万円となり、120万円の増額、製造業者の水道料金の一部を補助する工業振興補助事業債は260万円から280万円となり、20万円の増額、小型動力ポンプつき積載車整備事業債は310万円から320万円となり、10万円の増額となっております。この増額となった150万円分については、財政調整基金繰入金を減額しております。

続きまして、承認第7号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成28年5月12日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。広域連合納付金事業に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分は、平成28年3月31日でございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ109万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,858万5,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において療養給付費負担金109万9,000円の補正は、広域連合会算定による納付金が不足したことから補正したものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を充てております。

以上、承認第6号及び第7号について専決処分により補正をした予算の説明内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第6号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第14号）について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第14号）は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第7号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算」（第2号）について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算」(第2号)は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第8号

○議長(森 淳君) 日程第10、承認第8号 専決処分の承認について「平成28年度羽幌町一般会計補正予算」(第1号)を議題とします。

本案について承認内容の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長(三浦義之君) 承認第8号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

平成28年5月12日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成28年度羽幌町一般会計補正予算(第1号)を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

次のページの専決処分書をお開き願います。河川整備事業に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分は、平成28年4月13日でございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ500万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億200万1,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳出で8款土木費、河川管理費において河川改修工事請負費500万1,000円の補正は、二股沢川において融雪による増水で耕作道が崩落したことから、作付に支障を来さないよう早急に復旧する必要性があり、専決により補正したものでございます。工事については、土のう120袋を使用し、築堤及びのり面整形をしたものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金を充てております。

以上、承認第8号について専決処分により補正をした予算の内容説明であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから承認第8号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号 専決処分承認について「平成28年度羽幌町一般会計補正予算」(第1号)は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第46号

○議長(森 淳君) 日程第11、議案第46号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長(室谷眞二君) ただいま上程されました議案第46号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

平成28年5月12日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、現在生ごみ用のごみ袋は6リットルが最小であります。町民よりサイズの小さい袋が多く求められておまして、一般廃棄物処理手数料の生ごみについて新たに3リットルの処理容量を追加するため改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、別にお配りしております廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表をごらん願います。左側が現行で、右側が改正案でございます。なお、下線を引いてありますところが改正箇所となっております。

別表の第1中、取り扱い区分、生ごみ、単位、指定ごみ袋1枚の容量に3リットルを加え、金額を25円とし、天売、焼尻地区のみとなります。取り扱い区分、生ごみ、単位、シール1枚の容量に3リットルを加え、金額を25円とし、それぞれを追加するものであります。

なお、条文の読み上げにつきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきたいと存じます。

附則、1、施行期日、この条例は、平成28年9月1日から施行する。

2、準備行為、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上をもちまして提案理由とその内容の説明とさせていただきます。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第46号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長(森 淳君) 日程第12、議案第47号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました平成28年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,536万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,736万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。まず、3款民生費、介護福祉費において介護サービス基盤整備事業補助金256万円の補正は、民間事業者が栄町に開設を予定している認知症高齢者グループホーム整備事業補助金の北海道補助金が地域加算適用となり、増額となったことから補正するものでございます。

次に、10款教育費、学校管理費において2,280万2,000円の補正は、現在改築中の羽幌小学校の第1期新校舎が夏休み明けから供用開始となることに伴う備品購入費や処分費で、その内訳について説明いたします。廃棄物処理業務委託料264万円は、更新に伴い不用となった備品などの処理業務委託料でございます。また、廃棄物処理時に発生する循環資源利用促進税は1,000円を予定しております。学校用器具購入費2,016万1,000円は、児童用椅子や机などで約1,101万円、ミーティングテーブルや椅子などの学校設備用備品で523万円、各教室用のテレビなどの電化製品で258万円、教室用カーテンで120万円、聴力検査用の医療用機器で14万円となっております。財源につきましては、教育施設整備基金繰入金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長(森 淳君) お諮りします。

審査の方法については、歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第47号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算(第2号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 平成28年度羽幌町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(森 淳君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成28年第4回羽幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時17分)